

# 房川渡中田関所（栗橋関所）の機能的考察

杉山正司

はじめに

平成二十九年（二〇一七）七月、NHK番組「ブラタモリ」大宮編<sup>①</sup>が放送された。この番組は、企画段階から筆者が協力し、中山道と大宮宿の歴史を中心に案内人として解説をした。この中で中山道の脇道の喰い違いについて解説したのだが、件の話はインパクトがあったよううで、視聴者や地元の人たちから少なからず反響があった。脇道の喰い違いに関しては、將軍の日光社参関連や皇女和宮など將軍御台所となる京の姫君の江戸下向関連の法令などの史料をみていると、そこから導き出される私見である。自分自身は、当然のことと考えていたのだが、地域史や交通史関連の書籍には記されていない、また当時の絵図と現在の痕跡と一致することが確認できることなどから、視聴者には驚きをもって、また納得できる歴史地理的事象として受け入れられたのだろう。

同様に、伝えられた古文書から導き出される私見を、栗橋関所に関する講演会<sup>②</sup>で話したところ、またもや内外から反響があった。そこで小稿では、当埼玉県立文書館で収蔵している史料群である栗橋関所史料、すなわち関所番士であった足立家文書<sup>③</sup>と、自治体史編さんで

関わった島田家文書<sup>④</sup>をもとに、房川渡中田関所（栗橋関所）の機能的特徴などを考察する。

## 一 「栗橋」と「房川渡」に関する歴史地理的概要

「栗橋関所」は通称であるが、今日では一般名称として使用されている。歴史的には関所史料などでは、「房川渡中田関所」と記載されている。栗橋にあるにもかかわらず、何故対岸の中田の地名を冠しているのかという疑問<sup>⑤</sup>があるが、羽生市新郷にある川俣関所も利根川対岸の川俣の名を冠している。このほか葛飾区金町にある松戸関所も同様で、これらは対岸を監視する意味があるためにつけられた名称だとい<sup>⑥</sup>う。小稿では、煩雑さを避けるため史料中の記載以外は、原則として一般的に通称されている「栗橋関所」と記載する。

さて、栗橋関所の先行研究では、大島延次郎<sup>⑦</sup>と石岡康子<sup>⑧</sup>の論考が知られており、また周辺の自治体史編さんにおいても記述されているので、小稿に関連する事項について、その概略を記すに留めておく。

栗橋関所の成立は、寛永元年（一六二四）、伊奈忠治により四人の関所番士が命じられたとし<sup>⑨</sup>、また同年に関所の建物が新築されたという記録<sup>⑩</sup>によっている。

しかし、この年より遡る元和二年（一六一六）八月、後掲する関東の十六定船場の史料<sup>101</sup>には、「房川渡」と「栗橋」が含まれている。ここには、列記された定船場以外での往来者の通行の禁止、女人・手負者・不審者の監視や渡船の措置を記している。この史料は、後に関所などが置かれた場所が多く含まれていることから、関所に関する初期法令といえ、渡船場などを用いて関所機能としたのである。すなわちこの時点で「栗橋」には、既に関所機能があつたことを推測させる。

また、この当時は、多くの先行研究でも明らかであるように、ここに記された「栗橋」が現在地では無かつたことに注意しておく必要がある。すなわち地名からも明らかなのであるが、もともと「栗橋」は、現在の茨城県五霞町元栗橋にあつた。中世には奥大道が通り、栗橋城も築かれるなど交通の要衝地であつた。ところがこの地域は、河川の氾濫が起きやすく、伊奈忠治によつて利根川東遷という河川改修が企てられた。

秋田藩の佐竹義宣は、この付近を徳川秀忠から鷹場として認められており、度々この地を訪れている重臣梅津政景の日記の記述が注目される<sup>102</sup>。

まず、元和八年（一六二二）三月十五日の条で、「栗橋」の記述がある。ところが寛永三年（一六二六）三月七日と八日の条では、「今栗橋」となっている。さらに寛永五年（一六二八）十月三十日と十一月三日の条には、「本栗橋」と変化している。

この記述から、元和八年から寛永三年までの四年間に、「栗橋」が移転し、その地が「今栗橋」とよばれ、かつての地が「本栗橋」となったことがわかる。ここに寛永元年に栗橋に番士が置かれて関所が開かれ

たという記録は、首肯されるのである。

つまり、元和二年「栗橋」と「房川渡」が併記されたのは、寛永元年以前であるため「栗橋」は「元栗橋」に比定できる。また「房川渡」は、以降の史料では「房川渡中田」と記載される。「中田」を含む「房川渡中田」を指している。関東十六渡船場定書で記された「栗橋」は、寛永期以降は「新栗橋」に移転することで「房川渡」に集約されたのである。

このように考えてくると、冒頭で触れた名称の問題を再考する必要がある。大島氏の説では、対岸の中田側を監視するため建物を栗橋側に置いても「中田」の呼称を用いたということであるが、寛永元年に栗橋に関所が設置されたものの、既に当地では、「房川渡中田」として関所機能と名称が定着していた。そのため、「栗橋」をそのまま使用することは、「元栗橋」と混同するとの危惧から、新規の「新栗橋」関所は、定着していた「房川渡中田」を冠した関所の名称とされたと考えるべきであろう。

## 二 栗橋関所の機能的特徴の考察

関所取締りは、政治的、軍事的や治安警察上の目的から「入り鉄炮に出女」といわれるように鉄炮に関しての史料は非常に多い。また武家妻女通行に関しても同様であり、足立家文書や島田家文書にも多くの記録が残されている。女性の通行では、出女は幕府の江戸留守居役の証文が必要であり、入女は関所手形が必要であるなど、手続きが面倒であった。

一方、栗橋関所は、男子の通行は容易であつたことが知られてい

る。元禄二年（一六八九）三月江戸を発ち、『奥の細道』を著した松尾芭蕉に同行した弟子の曾良が記した『曾良随行日記』<sup>③</sup>には、「（三月）廿八日（中略）此日、栗橋ノ関所通ル。手形モ断モ不入。」とある。また文化十五年（二八一八）竹村立義が著した『日光巡拝図誌』<sup>④</sup>にも「御関所有り、男は手形いらす、女切手御改」とある。このように男性の通行は、関所手形の提出も必要ないという。おそらく往来手形は必携なので、庶民はこれを提示する程度での改めだったのであろうか。ただし足立家文書や島田家文書を見ていると、庶民の通行に関する記録は少ないが、大名など武士階級の通行の記録は多数を占めており、たとえば元禄は低くとも幕臣であるという関所番士の矜持を保とうとしたことが窺われる。

さて、この女性の通行で筆者が注目しているのは、女人及び里通い女など近在の農村の女性通行に関する記録である。出女の監視については、通説では大名の妻女を江戸屋敷に住まわせる。これは大名が幕府に二心無き事を示すための人質であり、万一国元へ帰ることは幕府に弓を弾く疑いありということ、関所で監視をしたという。この後掲出する元和二年の定船場の規定の女人は、大名や武家の妻女を対象としており、里通いについては、所々の渡船で渡河することが認められているが、女性を含むのかは検討を要する。

また、古河古松軒は、『東遊雜記』<sup>⑤</sup>のなかで栗橋関所について「女人通行改むること嚴重なり、しかれども、ひろびろとせし平地なるゆえに、二、三里ほどずつもまわり道をすれば、婦人通行のぬけ道いくらかも、これありといえり」とし、女性の通行監視は嚴重であるものの、関東平野という平地の特徴から抜け道という迂回路の存在を示唆して

いる。栗橋関所史料には、このように男性の通行に対して著しく女性の通行は厳しく、関係史料にはその旨が数多く残されている。

先ず本項では、主要な史料について掲出しておきたい。

#### ① 定船場之事

（中略）

房川渡

栗橋

（中略）

一 定舟場之外、わき、ゝにて、みだりに往還之者渡へからざる事

一 女人・手負其外不審成もの、いつれの舟場にて留置、早々に

江戸可申上、但シ酒井備後守手形於有之ハ（は）、無異議可通事

一 隣郷里通ひのものハ、所々舟渡をも可渡、其外女人・手負之も

のハ其取（手負之外、不苦者ハ、其所）之給人又ハ（は）代官

之手判ヲ以可相渡事

一 酒井備後守手形難（雖）有之本舟渡（本船場）之外、女人・手

負又ハ不審成ものハ一切不（可）通事

一 惣別江戸え（相）越候者、改（あらたむ）へからざる事

右之條々（右條々）、於相背族ハ、可被処嚴料者也

元和二年八月日 对馬守 居印

（中略）

房川渡

中田<sup>⑥</sup>

#### ② 覚

手負并女其外不審成ものヲ（ハ）、手形無之て（なくして）

一切越渡へからず(越へからず)、若判鑑無相渡出へくハ  
(若濫に相渡すにおゐてハ)、後日ニきこへ(縦後日聞)候共、  
其番之者事ハ不及候(不及沙汰)、然在所(一在所)之者迄  
可為曲事・欠落之者ヲ捕指上(とらへ差上)候ハ、其人ニ  
(に)より御褒美(ほうび)の(之)高下有之て(急度)可  
被下之、自然礼物を出(し)、可渡と申族あらハ(は)、とら  
へ置可申上、金銀米錢何ニ(に)ても、其約束之一倍可被下  
之もの(者)也

寛永八年九月廿一日

(出羽守)

(中略)

房川渡

中田<sup>17)</sup>

③ 一 隣郷里通女之事

是は日限を定、其親并親類之証文双方名主加判并閑所付村方  
名主加判有之相通申候、尤其時村より迄式里を限り、其余は  
相違不申

但新規川向之者と致縁組、初て罷越候節は御留守居手判ニて相  
通、其上里通願出候得は、本文之通取計相通申候、尤離縁之節  
は出候手判にて相通、此之分は書付取置申候

④ 覚

隣郷より里通ひの女、河向に親子にて参度と申、其在所之名

主慥成者請人ニ立、其上両方之両親しれ候は、往還之日限を  
定通し可申候、但名主請にたち候とても委敷不存、名主少し  
も有論ニおゐてハ通し中間敷候、何時も新栗橋町之名主に請  
判之加判いたさせて通し可申候、并川向之女斯方ニ親類とし  
て参候は、其女を見覺堅請人を立、帰候時致撰議通し可申候、  
隣郷と申し候ても、遠き所ハ通し候事無用ニ候、以上

寛永拾酉八月十五日

伊半十印

新栗橋

番衆中<sup>18)</sup>

⑤ 一 里通ひ女之儀御尋ニ付申上候

房川渡御閑所里通ひ女之儀壺・式里ヲ限り御料・私領共親類  
有者ハ、其旨遂詮議双方慥成者ニ有之候得は、其所名主并栗  
橋丁名主加判為致証文ヲ取、急度相改来候、 扱又縁組等  
仕川向へ参候女之義、御(留)守居方御証文無之候てハ一切  
通不申候、以上

宝永三年戌二月十三日<sup>19)</sup>

⑥ 一 女通行手形ニヶ月を限相通候事

一 引越之節女手形ニヶ月を限り相通候事  
但ニヶ月ニて不通切、三ヶ月え越候節は、掛り之御留守居一  
判添手形ニて相通、三ヶ月ニても不通切節は是又同様之事  
一 閑所女通手形ニヶ月を限可相通候  
但三ヶ月え越候節は右手形改認置差遣候事

一 引越之節女手形二ヶ月を限可相通候

但二ヶ月にて不通切三ヶ月え越候節は、掛り之同役一判之添手形可差遣候間可相通候、三ヶ月にても不通切候ハ、是又添手形差出可ふつう候  
右之通向後可相心得候

寛延二巳年

八月

若狭無印

(中略)

房川渡

関所

中田

人改中<sup>②</sup>

①は、前述した栗橋と房川渡を含む関東十六定船場の定書で、第三条に里通りの者に女性が含まれるかは、後段で女人は代官手判が必要との記載があり判断が難しい。だが、以後の史料には「里通」の記載には必ず「女」がつくので可能性はある。

②は、女性通行には、手形が必要であることの徹底。

③は、隣郷里通女は、親と親類の証文に在所と相手方双方名主、関所村方名主の加判が必要、日限と村からの距離二里限定という規定。しかも婚姻の際に初めて渡河する際には、江戸留守居役の証文を要す。

④は、川向への里帰りなど、在所名主等の請人、日限の定めが必要。少々不備があれば新栗橋之名主の加判を要し、川向の女が親類に行く際には見覚えのある堅い請人を立てればいいが、隣郷といっても遠い

ところは通行不可である。

⑤は、④から七十年余が経過したため、重要事項③④の確認。

⑥は、女通行手形の二ヶ月という期間規定。

このほか、近隣の女性の通行を中心に、関所通行取締りの事例をみていきたい。

明和五年(一七六八)の記事には、かつては中田の修験寺院の大善院の妻女が栗橋と近在の檀家回りと神事のため日帰りて往来する際には、関所に直接断って通行していた。この十五、六年来は大善院から届けていたが、以前とおりに願いたいとしている<sup>③</sup>。その後寛政三年(一七九一)、ここ六、七年前から大善院が出向いて出願していたが、以前のように妻子が直接願い出ることと可として欲しいと一札出している<sup>④</sup>。しかし、関所方では同役相談の結果、再び大善院から願い出る事となった。本来は関所改め方などから、栗橋町名主と中田町名主両名の加判を得た証文の提出が必要であるが、おそらく一時、関所内の運用として、加判無しに大善院住職の妻子直接の願い出で済ませていたことがわかる。この関所の判断は前年の寛政二年(一七九〇)九月に小仏・房川渡・松戸・市川の関東主要四関所が、江戸出府の命を受けて「隣郷里通之儀、古例之通急度相守可被申候<sup>⑤</sup>」と関所改め方について仰せ渡しがあり、これが関係しているとみられる。

寛政八年(一七九六)三月には、栗橋宿内の深広寺廻向があるため、中田宿名主から中田及び近在の女が参詣するため、中田宿でよく吟味して、慥かなる者に対して人数切手を発行する旨、関所番士に宛てて書状を出している<sup>⑥</sup>。

また、栗橋周辺では、様々な河川が流れ流路が変わることがあり、

耕作地が対岸にあつたりする場合があつた。寛永八年(一六三一)には、幕府は代官頭伊奈忠治に宛て、利根内河通りの渡船場定書を発し、樵、草刈、耕作人以外の渡船を禁じている。そのため近隣農民の足として農民渡し(脇渡場)は認められたものの、関所規定が準用されて鉄炮、女性などの通行は禁止されていた。栗橋周辺では、房川渡のほか六カ所の渡船場が確認されている<sup>80</sup>。この農民渡しでは、渡船の女性通行が発覚して、渡船用の船が取り上げられている。

貞享二年(一六八五)、中渡村(加須市)と中田新田内鷺之宮(古河市)間の農民渡しで、琴寄村(加須市)の伊兵衛らが鷺之宮へ女性を渡したことが発覚し、翌年六月渡船を取り上げられている。同様な事件は、佐波村(加須市)と飯積村(加須市)でもあり、佐波村の船が取り上げられて以後、渡船はできなくなっている。

この一件により、同年十一月代官伊奈忠篤により関所以外の利根川渡船の調査が実施され、旅人や女性は渡してはいけないという一札が提出されている<sup>81</sup>。しかし、旅人の中には関所を避けて、農民渡しを利用する者もあり、寛保二年(一七四二)三月に、関所前後の渡船場を利用して女性が往来しているという噂が立ち、中新井村・栗橋宿・小右衛門村・外国府間村・高須賀村・権現堂村六カ村の村役人が代官所に呼び出されて注意を受けて請書を提出している<sup>82</sup>。つまり女性の渡船による通行は、房川渡に限定されているといつてよく、耕作従事であっても農民渡しの利用は事実上禁止されていた。このように栗橋関所では、近隣に居住する女子の往来が著しく制限されていたのである。

一方、小仏関所では、隣郷への縁組については、人主・世話人・名主が加判した証文で通す。里通いの場合は、住居地の名主・五人組の

うち一人が加判した手形で通すという<sup>83</sup>。栗橋関所と比べて、輕易な通行改めとなっている。

また、碓氷関所でも、関所を挟んで所在する村々間での女性通行は、事前に「親類縁者書」を提出しておき通行当日番頭に届ける、あるいは雇女として番頭への届出のみで手形不要で通行させていたという指摘もある<sup>84</sup>。さらに耕作に従事する場合には、発行枚数は管理されていたものの「女作場札」や「作場女通札」などを携帯させて通関の便宜を図っていた<sup>85</sup>。これは栗橋に隣接する新郷川関所でも行われている<sup>86</sup>。このほか碓氷関所周辺の白井関所や南牧関所も、近隣村の女性に対しても通行は緩やかであったという<sup>87</sup>。

こうした措置は、通関の煩雑さや時間的障害の緩和、関所の存在への不満を避ける意図で行った政策であるとする<sup>88</sup>。

さて、小仏と碓氷の両関所に比べて、栗橋関所の近隣の女性通行に対する監視は、一段と厳しいことがわかる。関東の主要関所にあつて、この差はどのような意味を持つのだろうか。

これまで言われてきた政治的、軍事的、治安警察的な意味とともに、経済的側面からも考える必要がある。経済的といつても多分に政治経済的な側面も含むのだが、農村の女性が外へ行くことで、田畑などの耕作者減という生産力の低下とともに、出産が期待される女性が土地を離れてしまうことの危険性を意識した結果ではないだろうか。つまり、将来的な農村の人口減を危惧したためと考えている。特に武蔵国北東部に位置する栗橋地域は、江戸地回り経済圏の主要な地域であり、幕府直轄領でもあることから安定的な年貢が期待される。これは幕藩体制維持のための権威の一端でもあり、労働人口とともに出産人口が

減少することは、生産力低下による農村衰微にもつながりかねない。極論すれば、幕藩体制維持を根底から揺るがしかねない事案として危惧されたと考えられるのである。平野部と江戸地回りという地理的な環境が、栗橋関所の近隣農村女性に対しての監視強化につながったのではないだろうか。

## むすびに

房川渡中田関所、いわゆる栗橋関所関連の史料から機能的特徴の考察を進めてきた。栗橋関所関連の史料には、里通い女をはじめとする近在村々の女性の往来について豊富に残されている、栗橋関所と並ぶ関東の主要関所である小仏関所と碓氷関所の事例から見て、著しく近隣の村の女性通行に関して渡船を含め移動の監視が厳しいことが見て取れる。関東平野という比較的平坦部にあるため、『東遊雜記』に記されているように、栗橋を迂回する抜け道がいくらでもあったことも一つの要因ではある。

しかし、従来いわれる関所の機能が、政治的・軍事的・治安警察的だけではないことを、栗橋関所関連史料が物語っている。それらの史料の意味するところは、政治経済的に江戸地回り経済圏を支える栗橋関所周辺の農村部の労働力と生産性の安定、女性に課された出産人口減を危惧したということが、栗橋関所の機能的特質ではないかと考えたのである。男性に関しては緩やかで、隣接する川俣関所は鑑札による通行である一方、栗橋関所において女性は日限のうえ一〜二里の移動制限、証文は親類と自身と訪問先双方の村の名主、関所村方名主の加判という煩雑な手続きが求められ、その規定自体で移動を躊躇して

しまう精神的な制約があったといえるだろう。

なお、松戸関所と市川関所の史料等に充分に当たることができなかった。享保八年（一七二三）留守居からの質問に、房川渡中田・金町松戸・小岩市川の三関所連名で里通女通行など取締り状況の書面を提出しており<sup>(4)</sup>、渡船場を有した平野部の三関所であることから同様な機能が想定される一方、市川と松戸両関所では、近郷村の百姓等には寛大であったという<sup>(5)</sup>。今後の課題としたい。

なお、本来編さんや執筆に関わった『久喜市栗橋町史』に記すべきではあったが、問題提起として小稿を記したことをお断りしておきたい。大方の御批判、御叱正、御教示を賜りたい。

## 註

- (1) NHK『プラタモリ』第77回 平成二十九年七月一日放送
- (2) 久喜市立郷土資料館「特別展 栗橋関所の番士でござる―島田家文書を紐解く―」講演会 平成二十九年十一月二十六日 イリス
- (3) 「足立家文書」埼玉県指定文化財
- (4) 「島田家文書」久喜市所蔵 久喜市指定文化財（『久喜市栗橋町史』第四巻資料編二近世所収）
- (5) 足立家文書No.163 「房川渡中田御関所改方書上写」（埼玉県史料叢書13（上）『栗橋関所史料一「御関所御用諸記I」』所収 三四五頁）に文化十一年五月に御尋があり、「当御関所之儀栗橋宿ニ有之候間、栗橋御関所と唱候而可然筋之所、房川渡中田と唱候者何故ニ候哉、地名を不唱房川渡と唱候旧記取調候処、元禄三年より寛保二年迄追々之洪水ニ而、御関所并旧記等流失仕、右房川渡と唱来候訳相知れ不申候」とあり、支配する代官所においても不審があったことがわかる。
- (6) 大島延次郎「房川渡中田関所の研究」（『大日本交通史論叢』所収 復刻版昭和

和四十四年 法政大学出版局)

- (7) 同註6
- (8) 石岡康子「房川渡中田関所改方制度の変遷―足立家文書より―」(『文書館紀要』第十五号所収) 平成十四年 埼玉県立文書館
- (9) 同註5 『埼玉県史料叢書13(上)』 「御関所御用諸記I」(四二・六三頁ほか)
- (10) 同註9 三〇七・三三六頁ほか
- (11) 「定船場法度」(『御触書寛保集成』)、島田家文書No.12 (元和二年八月「御関所御定書」ほか)
- (12) 「梅津政景日記」(『大日本古記録』所収・『久喜市栗橋町史』第四卷資料編二近世所収 四二頁)
- (13) 「曾良随行日記」(天理図書館綿屋文庫蔵を底本とする『新版おくのほそ道』所収) 角川文庫 平成十五年
- (14) 竹村立義著 文化十五年 写本は国立公文書館ほか
- (15) 「東遊雜記」(東洋文庫『東遊雜記』所収) 昭和三十九年 平凡社
- (16) 同註9 三三五頁。( ) 内は、『御触書寛保集成』第58号の記載
- (17) 同註9 三三六頁。( ) 内は、『御触書寛保集成』第59号の記載
- (18) 足立家文書No.176 「覚(隣郷里通い女改二付)」
- (19) 「房川渡中田関所文書二」(写)(栃木県立文書館寄託大島延次郎家文書No.3043・『久喜市栗橋町史』第四卷資料編二近世所収 四四四頁)
- 同註9 三三三頁もほぼ同文。同様の改めについては、関所改め方支配からの問い合わせに享保六年七月の「房川渡御関所改之覚」や宝暦十一年二月、明和四〇五年の勘定所の問合わせにも列記。
- (20) 「房川渡中田関所文書二」(写)(栃木県立文書館寄託大島延次郎家文書No.3044・『久喜市栗橋町史』第四卷資料編二近世所収 四四七頁)
- (21) 同註9 一九一頁
- (22) 同前 二一八頁
- (23) 同前 二二四頁。翌寛政四年二月にも「御関所御定書改方」について、委細を帳面に仕立てて差し出すよう命じられている。
- (24) 同前 二五三頁
- (25) 『久喜市栗橋町史 第一卷 通史編上』三七二頁 平成二十七年
- (26) 同前
- (27) 同註9 九四頁
- (28) 渡辺和敏「関所配置網にみる「関東御要害」体制」四八〇頁(『近世交通制度の研究』所収 平成三年 吉川弘文館)
- (29) 金井達夫『中山道碓氷関所の研究』下巻一二三頁 平成九年 文献出版・五十嵐富夫『近世関所制度の研究』昭和五十年 有峰書店
- (30) 同註29 金井一四八頁
- (31) 同註29 五十嵐三九六頁
- (32) 同註28 五〇〇頁
- (33) 同註29 金井一四九頁
- (34) 同註9 六四頁
- (35) 『松戸市史』五七三頁 昭和五十三年